

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
1										目次	添付資料 資料3 事業対象区域図(改修整備区域、管理運営区域)	添付資料 資料3 事業対象区域図(改修整備区域、管理運営区域)【2021.07 修正版】
2										目次	添付資料 資料18 事業スケジュール(予定)【2021.01.22修正版】	添付資料 資料18 事業スケジュール(予定)【2021.07修正版】
3		5	1	4	(7)	ア				ア 事業期間	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年9月上旬を予定)から、令和25年3月末(認定有効期間が令和25年3月末を超える場合は、認定有効期間の終了日まで)までの期間とする。	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年12月下旬を予定)から、令和25年3月末(認定有効期間が令和25年3月末を超える場合は、認定有効期間の終了日まで)までの期間とする。
4		5	1	4	(7)	イ				イ 公募設置等計画の認定の有効期間	・ 認定日:実施協定締結日(令和3年12月下旬を予定)と同日。 ・ 認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年7月1日を想定)から20年間。	・ 認定日:実施協定締結日(令和4年2月上旬を予定)と同日。 ・ 認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年10月1日を想定)から20年間。
5		6	1	4	(7)	エ				エ その他	バルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、バルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月を予定)から3か月以内より営業を開始するものとし、事業者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、令和9年3月末から事業期間終了日までの間で認定計画提出者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。また、連携協議会運営業務については、基本協定の締結日から開始し、本事業の終了日までとする。	バルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、バルテノン多摩のオープン日(令和4年7月を予定)までに営業を開始するものとし、事業者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を実施協定の締結日から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、令和9年3月末から事業期間終了日までの間で認定計画提出者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。また、連携協議会運営業務については、実施協定の締結日から開始し、本事業の終了日までとする。
6		6	1	4	(7)	エ				図 1-1 事業期間(予定)	(別紙1)	
7		7	1	4	(8)					表 1-2 事業スケジュール(予定)	基本協定の締結:令和3年9月下旬 公募設置等計画説明業務の実施期間:基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) 公募設置等計画の認定/実施協定の締結:令和3年12月下旬 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間:令和4年1月～令和6年12月頃(3年)※1 特定公園施設建設・譲渡契約:特定公園施設の着工日前まで※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始:特定公園施設の着工日※2 特定公園施設等の全面供用開始:令和7年1月頃 バルテノン多摩飲食スペースの運営開始:令和4年3月頃 連携協議会設立業務(STEP1)の実施期間:基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) 連携協議会運営業務(STEP2)の実施期間:令和4年1月上旬頃～(認定計画提出者が提案する期間) 連携協議会展開推進業務(STEP3)の実施期間:連携協議会運営業務(STEP2)の終了日～本事業の終了日 事業終了:令和25年3月末または認定有効期間終了日	基本協定の締結:令和3年12月下旬 公募設置等計画説明業務の実施期間:基本協定締結日～令和4年1月下旬(約1か月) 公募設置等計画の認定/実施協定の締結:令和4年2月上旬頃 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間:令和4年2月上旬頃～令和6年12月頃(2年11か月)※1 特定公園施設建設・譲渡契約:特定公園施設の着工日前まで※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始:特定公園施設の着工日※2 特定公園施設等の全面供用開始:令和7年1月頃 バルテノン多摩飲食スペースの運営開始:バルテノン多摩オープン日(令和4年7月頃)まで 連携協議会設立業務(STEP1)の実施期間:実施協定締結日～令和4年3月頃(約2か月) 連携協議会運営業務(STEP2)の実施期間:令和4年4月上旬頃～(認定計画提出者が提案する期間) 連携協議会展開推進業務(STEP3)の実施期間:連携協議会運営業務(STEP2)の終了日～本事業の終了日 事業終了:令和25年3月末または認定有効期間終了日

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
8		7	1	4	(8)						<p>※1 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年1月～令和4年6月までの6か月間(確認申請、積算等を含む)、工事期間を令和4年7月～令和6年12月までの2年6か月間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記3年の期間内において、事業者が設計・工事工程の提案を行うものとする。</p> <p>※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始日は、事業者の提案に基づく特定公園施設の改修工事の着工予定日(本市では令和4年7月1日を想定)とし、その日までに、本市は、事業者と特定公園施設建設・譲渡契約を締結するものとする。</p>	<p>※1 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年2月～令和4年9月までの8か月間(確認申請、積算等を含む)、工事期間を令和4年10月～令和6年12月までの2年3か月間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記2年11か月の期間内において、事業者が設計・工事工程の提案を行うものとする。</p> <p>※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始日は、事業者の提案に基づく特定公園施設の改修工事の着工予定日(本市では令和4年10月1日を想定)とし、その日までに、本市は、事業者と特定公園施設建設・譲渡契約を締結するものとする。</p>
9		16	2		(1)					(1) 業務期間	<p>公募設置等計画説明業務は、本市と事業者とで本事業に係る基本協定を締結した日(令和3年9月下旬を予定)より開始し、公募設置等計画の認定予定日(令和3年12月下旬を予定)までに計画認定ができるよう実施すること。ただし、公募設置等計画説明の結果を反映した公募設置等計画の提出から、本市が確認・認定するまでの期間(約1か月)を見込むこと。</p>	<p>公募設置等計画説明業務は、本市と事業者とで本事業に係る基本協定を締結した日(令和3年12月下旬を予定)より開始し、公募設置等計画の認定予定日(令和4年2月上旬を予定)までに計画認定ができるよう実施すること。ただし、公募設置等計画説明の結果を反映した公募設置等計画の提出から、本市が確認・認定するまでの期間を見込むこと。</p>
10		34	4		(4)					(4) 業務期間	<p>・公募対象公園施設の着工日は、設置管理許可の開始日とする。本市では、特定公園施設の着工日と同時の、令和4年7月1日を想定しているが、認定有効期間内で事業者が提案することも可能とする。</p>	<p>・公募対象公園施設の着工日は、設置管理許可の開始日とする。本市では、特定公園施設の着工日と同時の、令和4年10月1日を想定しているが、認定有効期間内で事業者が提案することも可能とする。</p>
11		37	5	1	(2)					(2) 業務期間	<p>実施設計業務の期間は、公募設置等計画の認定後、本市と事業者とで本事業に係る実施協定を締結した日(令和3年12月下旬を予定)から令和4年6月末までの約6か月間を想定している(確認申請、積算等を含む)。</p>	<p>実施設計業務の期間は、公募設置等計画の認定後、本市と事業者とで本事業に係る実施協定を締結した日(令和4年2月上旬を予定)から令和4年9月末までの約8か月間を想定している(確認申請、積算等を含む)。</p>
12		40	5	2	(2)	ア				ア 業務期間	<p>改修整備業務の期間は、実施設計業務の完了後、本市と事業者とで特定公園施設建設・譲渡契約を締結した日(令和4年6月上旬を予定)から令和6年12月末までの約2年6か月間を想定している(完成検査、引渡し等を含む)。</p>	<p>改修整備業務の期間は、実施設計業務の完了後、本市と事業者とで特定公園施設建設・譲渡契約を締結した日(令和4年9月を予定)から令和6年12月末までの約2年3か月間を想定している(完成検査、引渡し等を含む)。</p>
13		68	8	1	(2)	ウ				ウ 業務期間	<p>パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月下旬を予定)から3か月以内より営業を開始するものとし、事業者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。</p>	<p>パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のオープン日(令和4年7月を予定)までに開始するものとし、事業者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を実施協定の締結日から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。</p>
14		69	8	1	(2)	エ				エ 使用許可の期間	<p>使用許可の期間は、令和4年1月1日以降で、事業者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、事業者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、本業務の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。</p>	<p>使用許可の期間は、実施協定締結日以降で、事業者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、事業者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、本業務の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。</p>
15		73	9	1	(3)	ア				ア 連携協議会設立業務(STEP1)	<p>基本協定締結日(令和3年9月頃)から連携協議会設立日前日までの約3か月とする。</p>	<p>実施協定締結日(令和4年2月上旬頃)から連携協議会設立日前日までの約2か月とする。</p>
16		73	9	1	(3)	イ				イ 連携協議会運営業務(STEP2)	<p>連携協議会設立日(令和3年12月下旬を予定)から令和7年3月末、令和8年3月末、令和9年3月末のいずれかで認定計画提出者が提案する日まで期間とする。</p>	<p>連携協議会設立日(令和4年3月下旬を予定)から令和7年3月末、令和8年3月末、令和9年3月末のいずれかで認定計画提出者が提案する日まで期間とする。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
17		74	9	1	(7)					(7) 連携協議会運営業務(STEP2)に係る業務計画書及び業務報告書	事業者は、毎年度、連携協議会運営業務(STEP2)に係る業務計画書を、当該業務実施年度の前年度の2月末日まで(ただし、初年度は令和3年11月末日まで)に、本市へ提出すること。	事業者は、毎年度、連携協議会運営業務(STEP2)に係る業務計画書を、当該業務実施年度の前年度の2月末日までに、本市へ提出すること。
18		75	9	2	(1)	イ				イ 連携協議会設立総会の企画・準備	事業者は、令和3年12月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の企画及び準備を行うこと。準備にあたっては、設立総会に必要な資料の作成や、設立総会の開催に係る日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約、広報等を行うこと。	事業者は、令和4年3月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の企画及び準備を行うこと。準備にあたっては、設立総会に必要な資料の作成や、設立総会の開催に係る日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約、広報等を行うこと。
19		75	9	2	(1)	ウ				ウ 連携協議会運営計画(案)の作成	事業者は、基本協定締結後、速やかに、連携協議会運営計画(案)の作成に着手すること。	事業者は、実施協定締結後、速やかに、連携協議会運営計画(案)の作成に着手すること。
20		75	9	2	(1)	ウ				ウ 連携協議会運営計画(案)の作成	事業者は、令和3年11月末日(連携協議会設立予定日(令和3年12月下旬を予定)の1か月前)までに、連携協議会運営計画(案)を取りまとめて本市へ提出すること。本市は、提出された連携協議会運営計画(案)が、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれ、設立準備会との合意が図られたものであることを確認した上で、当該計画(案)を承諾する。	事業者は、令和4年2月末日(連携協議会設立予定日(令和4年3月下旬を予定)の1か月前)までに、連携協議会運営計画(案)を取りまとめて本市へ提出すること。本市は、提出された連携協議会運営計画(案)が、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれ、設立準備会との合意が図られたものであることを確認した上で、当該計画(案)を承諾する。
21		75	9	2	(2)	ア				ア 定例会議等の開催・運営	事業者は、令和3年12月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の開催、及び設立後の定例会議の企画・運営を行うこと。	事業者は、令和4年3月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の開催、及び設立後の定例会議の企画・運営を行うこと。